

武藏野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武藏野市福祉資金貸付条例（昭和56年3月武藏野市条例第14号）の規定により武藏野市が実施する福祉資金貸付について、その制度（以下「福祉資金貸付制度」という。）の在り方を検討するため、武藏野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を武藏野市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 福祉資金貸付制度の在り方に関すること。
- (2) 福祉資金貸付制度における財団法人武藏野市福祉公社の実施する有償在宅福祉サービスの在り方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成し、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬等については、武藏野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武藏野市条例第7号）の規定により、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉部高齢者支援課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長

が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年10月26日から施行する。

別表（第3条関係）

氏名	職等
井出 多加子	成蹊大学経済学部教授
鶴川 正樹	公認会計士
仲村 洋一	西武信用金庫業務推進企画部副部長
平澤 千鶴子	弁護士
松本 すみ子	東京国際大学人間社会学部教授